

602 夜間対応型訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果		
夜間対応型訪問介護費	夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定（基本費＋定期＋随時）	☐	該当	・オペレーションセンターを設置する事業所は（Ⅰ）又は（Ⅱ）を選択
	夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定（1月包括報酬）	☐	該当	・オペレーションセンターを設置しない事業所は（Ⅱ）を算定
随時訪問サービス費（Ⅱ）	1人で介護を行うことが困難な場合	☐	該当	夜間対応型訪問介護計画書
	長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合	☐	該当	
	利用者又は家族等の同意	☐	あり	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果を職員に周知	☐	未実施	テレビ電話装置等の活用可
	虐待の防止のための指針の整備	☐	未実施	
	虐待の防止のための研修の定期的な実施	☐	未実施	
	上記の措置を適切に実施するための担当者の設置	☐	未実施	
業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定	☐	該当	
24時間通報対応加算	日中にオペレーションセンターサービスを行うための必要な人員の確保	☐	該当	
	緊急対応が必要な場合に連携する訪問介護事業所との連絡体制の確保、必要に応じた訪問介護の実施	☐	該当	
	事前に連携体制をとっている訪問介護事業所とサービス利用の契約を締結している	☐	該当	
	緊急対応が可能となるよう、連携体制をとっている訪問介護事業所の具体的な対応体制を定期的に把握している	☐	該当	複数事業所、同一法人でも可
	夜間の同居家族等の状況把握に加え、日中の同居家族等の状況及び在宅サービス利用状況等を把握している	☐	該当	
	利用者からの通報日時、通報内容、具体的対応の内容の記録	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
同一建物減算	事業所と同一若しくは隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする）の利用者	☐	あり	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐	あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐	あり	
特別地域夜間対応型訪問介護加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する事業所	☐	該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域に所在する事業所	☐	該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供	厚生労働大臣の定める地域へ通常の実施地域を越えてサービス提供	☐	該当	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	利用者総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅡ以上の者である）の割合が直近3月間のいずれかの月で5割以上	☐	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的研修を修了している者を対象者数が20人未満の場合は1以上、対象者数が20人以上の場合は、1に当該対象者数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐	実施	テレビ電話装置等の活用可
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者総数のうち、介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度ランクⅢ以上の者である）の割合が直近3月間のいずれかの月で2割以上	☐	該当	毎月の記録
	認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者数が20人未満の場合は1以上、対象者が20人以上の場合は、1に当該対象者が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐	該当	認知症介護実践リーダー研修 認知症看護に係る適切な研修
	従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐	実施	テレビ電話装置等の活用可
	認知症介護の「指導に係る専門的な研修」を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐	該当	認知症介護指導者養成研修 認知症看護に係る適切な研修
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	訪問介護員等ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的開催している	☐	該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐	該当	
	訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の占める割合が6割以上	☐	いずれかに 該当	
	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士が2.5割以上			
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	訪問介護員等ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的開催している	☐	該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐	該当	
	訪問介護員等総数のうち介護福祉士の占める割合が4割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が6割以上	☐	該当	
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	訪問介護員等ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定している	☐	該当	
	利用者の情報や留意事項の伝達又は技術指導のための会議を定期的開催している	☐	該当	
	定期的な健康診断を実施している	☐	該当	
	訪問介護員等総数のうち介護福祉士の占める割合が3割以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が5割以上	☐	いずれかに 該当	
	訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者が3割以上			
介護職員等処遇改善加算 Ⅰ	1 賃金改善について次に掲げる(1)～(2)いずれにも適合	☐	あり	処遇改善計画書
	(1) 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	
	(2) 「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	☐	該当	

点検項目	点検事項	点検結果		
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐	あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐	あり	
	10 サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定	☐	該当	
	11 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（1）・（3）・（5）・（6）・（8）・（10）・（11）・（12）・（14）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	1 賃金改善について次に掲げる（1）～（2）いずれにも適合	☐	あり	処遇改善計画書
	（1）介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	
	（2）「経験・技能のある介護職員」のうち1人は賃金改善後の見込額が年額440万円以上	☐	該当	
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書

点検項目	点検事項	点検結果	
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐ あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐ あり	
	9 処遇改善の内容等についてインターネットの利用その他の適切な方法により公表（見える化要件）	☐ あり	
	10 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ（１）・（３）・（５）・（６）・（８）・（１０）・（１１）・（１２）・（１４）を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐ 該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐ 該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐ あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐ あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐ あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐ なし	
	6 労働保険料の納付	☐ 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれにも適合	☐ あり	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	☐ あり	
	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐ あり	研修計画書

点検項目	点検事項	点検結果		
	(三) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを书面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	1 介護職員等処遇改善加算Ⅳを算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること	☐	該当	処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	☐	あり	処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	☐	あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	☐	あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	☐	なし	
	6 労働保険料の納付	☐	適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	☐	あり	
	(一) 任用の際の職責又は職務内容等の要件を书面で作成し、全ての介護職員に周知	☐	あり	
	(二) 資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	☐	あり	研修計画書
	8 処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	☐	あり	
	9 令和7年3月時点で介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所が新規に算定する場合は、仮に旧ベースアップ等加算を算定する場合に見込まれる額の3分の2以上の基本給等の引上げの実施	☐	該当	※令和8年3月末まで